

15 世紀ロンドンの「外国人」金細工師

——3 名の「外国人」の活動と金細工師ギルド——

佐々井 真知*

はじめに

中世後期のロンドンで、イングランド外から来た人々が商工業者として活動していたことは、以前から指摘されてきた⁽¹⁾。本稿では便宜上、これらの人々を「外国人」と称することとする⁽²⁾。イングランドの「外国人」に関する研究は近年盛んに行われており、特に 2012 年から 2015 年に実施されたプロジェクト、“England’s Immigrants 1330-1550: Resident Aliens in the Late Middle Ages”の成果となるオンラインデータベースが公開されて以降、このプロジェクトの関係者をはじめとする複数の研究者が、イングランド全体における「外国人」の分布や「外国人」と社会とのかかわりなど多様な観点から「外国人」について論じている⁽³⁾。加えて、「外国人」が比較的多く見られた職種に関する研究では、かねてより「外国人」の活動が言及されてきた⁽⁴⁾。今後は、上記のデータベースの活用や近年の「外国人」研究の進展の成果の受容により、より詳細な、また新しい視点からの研究が可能になると期待される。たとえば、個々の「外国人」に関する情報を集めてイングランドでの活動を再構成してその背景を推測することも、より多くの「外国人」について可能になるだろう。一人の「外国人」に焦点を当てることは、単なる事例の提示にとどまらず、その人物をめぐる社会の状況を照らし出すことにつながると考える。さらに、そのような事例が積み重なれば、ロンドン市当局や同職ギルド、またロンドンの人々などによる「外国人」をめぐる対応の実態が見えてくるのではないだろうか。

そこで本稿では、「外国人」が多く活動していた職種の一つである金細工業に注目し、ロンドンにおける 3 名の「外国人」金細工師の具体的な活動を明らかにしていきたい。当然な

*人文学部准教授—中世イングランド史

がら、数多くの「外国人」金細工師のうちのわずかな人数の、それも長期間にわたるであろう活動のうちの数件が明らかになるにすぎないし、取り上げた若干名の人生と同じような道筋をほかの「外国人」が歩んだと考えるべきでもない。しかし、特定の個人のロンドンにおける人生を部分的であれ再構成することは、中世後期のロンドンで「外国人」に何が可能だったのか、すなわち当時のロndonは「外国人」に何を認め、あるいは求めていたのかを映し出す作業であり、「外国人」とロンドン社会の関係を考えるうえで必要な作業だろう。特に、一時的な滞在者としての「外国人」ではなくロンドンに定着した「外国人」を取り上げることは、「外国人」とロンドン社会とのかかわりをより詳細に描き出すことを可能にするのではないか。冒頭で述べた通り、近年実施されていたプロジェクトが“Resident Aliens”すなわちイングランドに「居住している外国人」に注目したことも、イングランドに定着した者としての「外国人」が当時のイングランドにとって少なからぬ意味を持っていたことをうかがわせる。個々の「外国人」の活動を再構成する試みはすでに実践されてきており、たとえば金細工師についてはユトレヒト出身の Marcellus Maures が取り上げられている⁽⁵⁾。本稿で取り上げる3名は Maures ほどには現存する史料が多くないものの、同職ギルドと「外国人」との関係を考察する材料を提供しているという点では検討する価値があるだろう。

以下では、金細工師ギルドと「外国人」について金細工師ギルドの議事録・会計簿（以下、議事録と記す）から概観した後、議事録に多く登場する3名の「外国人」金細工師を取り上げる。England's Immigrants のデータベースやそのほかの史料も用いながら、15世紀のロンドンに、また金細工師ギルドに定着した3名の活動を見ていきたい。

1. 金細工師ギルドと先行研究・史料

(1) ロンドンの金細工師と金細工師ギルド

金細工師とは、金・銀や宝石などを用いて食器類や装飾品類を製作し、販売する人々である⁽⁶⁾。金細工師から成る同職ギルドすなわち金細工師ギルドは、ロンドンでは12世紀後半からその存在が確認されている。1327年にエドワード3世より最初の特許状を与えられ、以後、王が代わるごとに更新されている。王からの特許状により、ロンドンのみならずイングランド内のすべての市（“fairs”）での金・銀や金製品・銀製品の検査、監督、試金、管理の権限を与えられており、ロンドンの金細工師ギルドはイングランド全域に影響を及ぼしていたと言える。ロンドン市内における金細工師ギルドの特徴としては、同職ギルドとして大規模かつ裕福であったこと、多くの「外国人」が活動しており、「外国人」への対応を規約等で定めていたことが挙げられる⁽⁷⁾。

(2) 金細工師ギルドの史料における「外国人」

ロンドンの金細工師ギルドが作成した議事録や規約集では、「外国人」を指すと思われることばとして、現代英語での“aliens”, “foreigners”, “strangers”, “Dutchmen”に相当するアングロ・ノルマン語、ラテン語、中世英語が使われている⁽⁸⁾。このいずれもが「外国人」を指している可能性がある一方で、特に“foreigners”と“strangers”はイングランドのロンドン以外の地域の出身者を指す場合もある。さらに“Dutchmen”は、中世後期イングランドの「外国人」を対象とする研究においてはドイツ・フランドル地方の出身者を指すとする⁽⁹⁾ことが定着しているが、金細工師ギルドの議事録では明らかにこれらの地域以外の出身者も“Dutchmen”とされる場合があり、「外国人」とほぼ同義として使われていると考えることもできる⁽⁹⁾。したがって、これら4つのことばが常にイングランド以外の地域の出身者を指していたり、特定の地域の出身者を指していたりするわけではなく、これらのことばが付された人物をどう判断するかには注意を要する。ただし、少なくとも、これらのことばが付された人物はおそらく「ロンドンの金細工師ギルドで徒弟訓練を受けていない人物」と見なされており、そのような人々を当時の金細工師ギルドがその時点では区別しようとしていたこと、あるいは人物を特定する属性としてこれらのことばが必要とされたことは重要である。本稿で金細工師ギルドの議事録から「外国人」を抽出する際の基準については2.で詳しく述べる。

(3) これまでの研究と本稿で扱う史料

金細工師ギルドと「外国人」とのかかわりについては、中世の金細工師ギルドの概説を記したレッダウェイとウォーカーの著書で言及されている。14 世紀に関しては、金細工師ギルドは王族に製品を提供するような「外国人」金細工師を管理の対象とすることは難しかったが、それ以外の「外国人」金細工師に対しては監視の目を強めていたとしている⁽¹⁰⁾。その根拠の一つとして、1385 年度の金細工師ギルドの議事録に「“Dutchmen and foreign goldsmiths”の金細工師を訴える費用として」法律家等に 40 シリングを支払ったとあることを取り上げ、金細工師ギルドが“Dutchmen”すなわち「外国人」をめぐる問題に直面していたことを指摘している⁽¹¹⁾。15 世紀に関しては、“Fifteenth-Century Problems”と題した章で、金細工師ギルドが抱える「問題」の一つであった「外国人」金細工師の流入と金細工師ギルドの対応を概観している⁽¹²⁾。

レッダウェイらの研究は中世の金細工師ギルドの歴史を描くことに重点が置かれているため、「外国人」金細工師への対応や個々の「外国人」金細工師の活動については断片的に紹介されているのみである。本稿では、レッダウェイらの研究も参考にしながら、史料に基づいて一人一人の「外国人」金細工師の活動を時系列的に描くことを重視したい。この点では、

本稿はユトレヒト出身の Marcellus Maures という金細工師のロンドンでの活動を明らかにしたサットンの研究に連なるものである⁽¹³⁾。Maures は 15 世紀後半のロンドンで金細工師として活動し、1482 年にデニゼーション開封書状を得ている⁽¹⁴⁾。1483 年には 17 名もの職人を抱えていたことが明らかであり、王室にも製品を提供していたことから、金細工師としての活動をかなり大規模に展開していたと言える⁽¹⁵⁾。不良品製作により金細工師ギルドから罰金を徴収されたこともあった⁽¹⁶⁾。サットンは Maures の活動について、高品質の製品を王室に提供したこと、ユトレヒト出身でイングランドという異国の地で金細工師として成功したこと、彼の活動が金細工師の仕事をめぐる 15 世紀後半の大きな変化を映し出していること、の 3 点から、興味深い事例だと結論付けている⁽¹⁷⁾。また近年では、デイヴィスが、ロンドンの金細工師ギルドと仕立商ギルドについて、「外国人」への対応を論じている⁽¹⁸⁾。その中でデイヴィスは、金細工師ギルドの特徴として「外国人」が親方として登場する例がほかの同職ギルドと比較すると多いことを挙げている⁽¹⁹⁾。また、金細工師ギルドも仕立商ギルドも「外国人」を取り込むことを目指していたことを指摘し、都市における生産や流通を考える際に「外国人」が果たした役割を考慮することの重要性を強調している⁽²⁰⁾。

レッダウェイとウォーカー、サットン、デイヴィスが史料として依拠しているのは、主に金細工師ギルドの規約と議事録である。規約は 1478 年にその時点での規約の集成が作成され現存しているほか、議事録にも記されている場合がある⁽²¹⁾。議事録は 1334 年度以降のものが現存しており、レッダウェイらの著書の刊行後にジェファソンによって 1334 年度から 1446 年度について刊行された⁽²²⁾。議事録は、年度ごとにその年度の監事 4 名の氏名から書き始められており、各種の支出（貧しい成員への援助金、祝宴時の出費、各種の贈答品の費用など）と収入（徒弟登録時や徒弟訓練修了時の納入金、罰金など）のほか、様々な決定事項や個々の金細工師への対応が記載されている。すなわち、会計簿にあたる内容と、議事録にあたる内容が年度ごとにまとめられたものととらえることができる。刊行された議事録は、原語（アングロ・ノルマン語、ラテン語、中世英語のいずれか）に現代英語訳が併記されている。本稿では、この刊行された議事録を主な史料として用いる。レッダウェイらは個々の金細工師の遺言書も使用しているが、本稿で取り上げた「外国人」金細工師の遺言書は現存していない。またサットンは、1483 年のリチャード 3 世と王妃アン・ネヴィルの戴冠式に関する会計簿も主要な史料として用いているが、本稿で対象とする「外国人」金細工師が活動していたのは 15 世紀前半であり、戴冠式に関与していないため用いない。なお、本稿で個々の外国人に関して使用した史料については、3. のそれぞれの「外国人」金細工師に関する記述内で言及する。

2. 議事録に見る「外国人」金細工師

(1) 「外国人」金細工師の数

金細工師ギルドの議事録には、どれほどの数の「外国人」が登場するのだろうか。本稿では、議事録を通読したうえで以下の3点のうち少なくとも1点に該当する者を「外国人」と判断し、抽出した⁽²³⁾。抽出するにあたっては、ジェファソンによる翻訳を参考にした。ジェファソンは、史料中の“Dutch”あるいは“Dutchman”についてはかっこ（ ）を付したうえでそのまま記し，“strangers”，“foreigners”に相当する原語については文脈に応じて“aliens”という語も使って訳し分けたと述べている⁽²⁴⁾。“aliens”に相当する原語については特に言及していないが、おそらくそのまま“aliens”と訳している⁽²⁵⁾。

本稿で金細工師ギルドの議事録に登場する人物を「外国人」と判断する基準の1点目は、個人名に“alien”あるいは“Dutchman”と付されている者である。たとえば、本稿で対象とする3名のうちの一人は“Henry Wortesburgh, Dutchman”と記されている。2点目に、ジェファソンによる翻訳で“aliens”あるいは“Dutchmen”の一覧とされる箇所に含まれている者である。たとえば、「上記の監事の任期中に、活動する許可を与えられた“aliens”の氏名」という一覧の下に、複数名がリストアップされている⁽²⁶⁾。ただし、この一覧では“Andrew de Sandwich”などイングランド内のロンドン以外の地域からの者と判断できる人物も少数だけが見られる⁽²⁷⁾。この場合も、明らかにイングランド以外の出身と考えられる人物と並列する形で記載されていることに注目して「外国人」数に含めたが、今後精査する必要がある。3点目に、氏名に“de Brabant”，“von (van) Cologne”など、イングランド以外の地名が付記されている者である。以上の3点のうち2点以上が該当する人物もいる。

調査の結果、刊行された1334年度から1446年度までの議事録のうち、過半数の年度の議事録に「外国人」に関する記載があった。実数は約380人にのぼる。この数字は、上述の通りイングランド内の出身者が若干名含まれること、また同一人物かどうかの判断が困難な例もあることから、あくまで概数である。金細工師ギルド内で同時期にどの程度の数の外国人が活動していたかについては不明だが、1436年度の議事録にはカレー包囲戦のための寄付金納入者の一覧があり、金細工師ギルドのリヴァリ、ヨーマン、“Dutchmen”の寄付金納入者の数と納入金額が明らかになる⁽²⁸⁾。この寄付金納入者の一覧は「ロンドン市によってカレーの包囲戦に送られた様々な槍と兵士のために、金細工師ギルドから支払われた費用」と題されている。続けて「すなわち、2名の槍兵と12名の弓兵」とあることから、ロンドン市当局が武器や兵士を派遣するための費用を各同職ギルドから徴収することになり、そのうちの金細工師ギルドが負担した分が記されていると推測される。この一覧によると、リヴァリは56名で、合計13ポンド15シリング4ペンスを納入している。納入金額は個人によっ

て異なり、6 ペンスから 40 シリングまで多様だが、平均すると一人あたり 4 シリング 11 ペンスを納入していることになる。ヨーマンは 30 名で、合計 29 シリング 10 ペンスを納入している。納入金額は 4 ペンスから 3 シリング 4 ペンスまであり、一人あたり約 12 ペンス（1 シリング）となる。一方、“Dutchmen”と記された、「外国人」と見なすことのできる金細工師は 42 名で、合計 19 ポンド 13 シリング 10 ペンスを納入している。8 ペンスから 53 シリング 4 ペンスまでとその額は多様だが、平均すると一人あたり 9 シリング 5 ペンスである。この寄付金の納入から判断すると、「外国人」は、一人あたりの金額としても合計としても、寄付金への貢献度はリヴァリやヨーマンよりも高かったと言える。人数を見ても、リヴァリが 56 名、ヨーマンが 30 名、“Dutchmen”が 42 名であり、「外国人」は 1436 年当時の金細工師ギルドの中でも無視できない存在であったことは間違いないだろう。

また、長期間活動している「外国人」金細工師がいたことも議事録から明らかになる。後述するように、本稿で扱う 3 名も長期間の活動が確認できるが、ほかにも、たとえば Galeas Taverne of Amelon は 1409 年度から 1424 年度まで、Gerard Alfkyne of Utrecht は 1408 年度から 1425 年度まで議事録に登場しており、15 年以上ロンドンで金細工師として活動していたと推測される⁽²⁹⁾。Hans Blythe は、1420 年度から 1445 年度までの活動が確認できる⁽³⁰⁾。

以上のように、刊行された議事録がカバーする年度の半分以上の年度に「外国人」金細工師が登場していること、1436 年度の寄付金納入者一覧に見る限り“Dutchmen”の数は全納入者の 3 割を超えていること、長期間活動している「外国人」が確認できることから、金細工師ギルドにとって「外国人」金細工師の存在は珍しいものではなかったと言える。むしろ、日常的にかかわる存在だったのだろう。14 世紀後半から 15 世紀末までに作成された金細工師ギルドの規約に「外国人」金細工師に関する取り決めが断続的に複数見られることも、これを裏付ける⁽³¹⁾。

（2）「外国人」金細工師の出身地

議事録から抽出した「外国人」は、出身地がわかる場合もある。氏名の後に地名が記されているものと、氏名の一部として地名が記されているものを取り出すと、30 か所あまりの地名が明らかになる。表記の例としては、“Johan de Gaunt (John de Ghent)”“Henricus Entz de Colonya (Henry Entz of Cologne)”などである⁽³²⁾。これらの地名は厳密に言えば、出身地かどうかはわからない。しかし、ロンドンの金細工師ギルドの議事録に「○○のジョン」「○○のヘンリ」などと記されているということは、本人がそのように申告したか、あるいは周囲の人々がそのように理解していたということだろう。このため、その場所が当人の厳密な意味での出身地ではなかったとしても、何らかのつながりがあった土地と判断することは妥当であり、本稿では便宜上「出身地」ということばを用いる。

最も多くの地名が見られるのは、ドイツ・フランドル地方である。55 名について具体的

な地名が明らかになる。ケルンが 15 名と最も多く、ドルドレヒト、ホラントが各 4 名、アンダーナッハ、ウエストファリア、ブラバントが各 3 名、ブリュージュ、ザクセンが各 2 名である。1 名ずつの地名は、ライデン、ブリュッセル、ハノーファー、オスナブリュック、ヘント、ゼーラント、ユトレヒト、ヴァランシエンヌ、ドルトムント、エノー、フリースラント、リューベック、ネーデルラント、ヘルダーラント、フランクフルト、ブレーメン、リンブルク、ウルム、ドイツ (Almain) である⁽³³⁾。ロンドンで活動する「外国人」金細工師にはドイツ・フランドル地方出身者が多かったという点は先行研究でも指摘されているが、議事録の調査からは、ドイツ・フランドル地方の中でも多様な地域の出身者が見られたことを付け加えたい⁽³⁴⁾。ケルンが 15 名と突出しているものの、それを除けば特定の都市に偏ることなく、広範囲からの金細工師がロンドンで活動していたと言える。

ドイツ・フランドル地方に次いで多いのはフランスおよびイタリアで、それぞれ 6 名を確認できる。フランスは「フランス」が 2 名、パリが 2 名、ボルドーが 2 名である⁽³⁵⁾。イタリアはフィレンツェが 5 名で、残る 1 名はパヴィアである。これらのほかに、「アイルランド」が 4 名見られる。

これらの「外国人」については、特定の時期に特定の地域の出身者が多いという傾向は見られない。15 名のケルン出身者も、1345 年度から 1441 年度まで間欠的に見られ、1404 年度に 2 名のケルン出身者が登場するほかは 1 年度に 1 名のみの登場である。出身地が記されている例から考えると、同一の都市から複数の金細工師が連れ立ってロンドンに来るのではなく、それぞれの金細工師が別個に来たと推測される。しかしながら、本稿で扱う Albright Andirnak とその徒弟のように、出身地域におけるつながりがロンドンで生かされていることが示唆される事例もあり、「外国人」金細工師が出身地でのネットワークを完全に断ってロンドンに来たとは考えにくい。出身地とのつながりは「外国人」の活動を考えるうえで重要な視点だが、ここでは、金細工師ギルドの議事録から判断する限りでは、同時期に特定の都市から大挙して「外国人」が来たとは言い難いということを指摘するにとどめたい。

ただし、フィレンツェ人については、1427 年度に 3 名の氏名が記され、まとめて「フィレンツェ人、200 ポンド」とある⁽³⁶⁾。ほかには 1369 年度と 1395 年度にそれぞれ 1 名確認できるのみである⁽³⁷⁾。1427 年度の 3 名が同時に金細工師ギルドに 200 ポンドという多額の金銭を納めた背景は不明だが、フィレンツェ人の総数が 5 名とそもそも少数であるために、特定の時期に特定の地域の出身者が多いという傾向とは見なせないだろう。

(3) 議事録に登場する「外国人」

議事録には、様々な形で「外国人」が登場する。まず、ロンドンの金細工師ギルドから金細工師として活動する許可を何らかの形で得る場合である。これには、金細工師として働くために納入金を支払ったり宣誓したりした場合にその「外国人」の氏名が議事録に列挙され

る場合、徒弟をとるために納入金を支払った「外国人」親方およびその徒弟の氏名が記される場合、徒弟訓練を修了した「外国人」が職人として登録する場合が含まれる⁽³⁸⁾。徒弟採用に関する記載と徒弟訓練を修了した職人の登録の記載は、親方、徒弟、職人が「外国人」であるか否かによって記載方法が変わることはなく、毎年度の一覧の中に「外国人」が散見される。一方で、徒弟や職人という形ではなく独立した金細工師として働く場合は、短期間の許可であれば一覧でまとめて記されるが、後述するように高額を納入して金細工師ギルドのフリーマンとなる、すなわち金細工師ギルドの正式な一員となり、ロンドンで徒弟訓練を受けた金細工師と同様の活動に従事することの許可であれば、個別に記されている。

次に、罰金の徴収に関して「外国人」が登場する場合も多い。「外国人」であるか否かを問わず、不良品製作や規約違反などにより罰金を徴収される金細工師は数多く見られ、年度ごとにそのような金細工師の氏名と罰金徴収の理由、罰金の額が列挙されている。たとえば1409年度に、Nicholas, ‘Dutchman’ がバックルとペンダントを製作する際の不正について2シリングの罰金を徴収されている⁽³⁹⁾。罰金の徴収の理由として多く見られるのはこのような不良品の製作だが、1423年度のClays, ‘Dutchman’のように、監事の許可を得ずに別の金細工師とともに働いていたことにより罰金を徴収された者もいる⁽⁴⁰⁾。いずれにしても、罰金の徴収に関して「外国人」金細工師がそのほかの金細工師と分けて記載されることはなく、罰金納入者の一覧の中に登場している⁽⁴¹⁾。

以上で述べた2パターンが「外国人」が同職ギルドの史料に登場するパターンとして多く見られることは、デイヴィスも指摘している⁽⁴²⁾。加えて、「外国人」に関する取り決めが議事録に記される場合がある。これは特定の「外国人」に対するものではなく、「外国人」全体に向けてのものである。「外国人」に関する取り決めは1478年に作成された金細工師ギルドの規約集に含まれているが、議事録からも14世紀半ばから15世紀前半の間、断続的に「外国人」に関する様々な取り決めが定められていたことがわかる⁽⁴³⁾。一部は規約集に収録されたものと内容が重複しているが、これは、議事録に収録されたものがその後規約集にまとめられたためである⁽⁴⁴⁾。

最後に、「外国人」が間接的な理由で議事録中で言及される場合である。たとえば、イングランド人が罰金を取られる理由として「外国人」が登場する。1403年度にThomas Langtonという金細工師が、料理人だった“Dutch”の少年に金細工師の仕事をさせたために20シリングの罰金を科されている⁽⁴⁵⁾。ここからはイングランド人金細工師に料理人として雇用される「外国人」がいたことが明らかになるが、金細工師の仕事をさせたという文言からは、Langtonは当初からその少年を職人として使うことを考えており、料理人はその隠れ蓑だったという可能性もある。いずれにしても、金細工師として活動するイングランド人のもとで何らかの役割を持った「外国人」が雇用されていた例と言える。ほかには、同じく1403年度に、John Lincolnの徒弟であるWalter Prataが働いた不正が列挙されているが、その一つに、Lincolnの所有物である金と銀のカップを持ち出し、フランドル人のJohn Sasse

とともにフランドルに渡ろうとしていたことが挙げられている⁽⁴⁶⁾。John Sasse が彼自身の親方である金細工師の Richad Fraunceys にこの計画を話したことで明るみに出たようである。Prata 自身がフランドル人だったのかは不明だが、フランドル人徒弟と共謀してフランドルに逃れようとしていた点が興味深い。また、1376 年度には、装飾用と思われる銀製品を製作して「外国人」に格安で販売した Geoffrey Walpole という金細工師が、罰金を徴収されている⁽⁴⁷⁾。「外国人」の個人名は記されないが、金細工師は販売者と顧客という形でもロンドンの「外国人」とかかわっていたことが明らかになる。

このように、議事録からは多様な立場の「外国人」が 14 世紀後半から 15 世紀前半のロンドンの金細工師および金細工師ギルドとかかわっていたことがわかる。すなわち、徒弟や職人として金細工師ギルドに登録される者もいれば、自らが独立した金細工師として働いており、徒弟や職人を登録したり、不良品を作って罰金を徴収されたりする者もいたということである。さらに、金細工師が仕事上の取引相手や顧客として外国人と接する場面もあったと言える。「外国人」の数だけでなく、議事録の内容から判断しても、当時のロンドンの金細工師ギルドおよび個々の金細工師にとって「外国人」は身近な存在であったと考えてよいだろう。

3. 「外国人」金細工師の活動

それでは、個々の「外国人」金細工師は具体的にどのように活動していたのだろうか。ここでは 3 名を取り上げ、彼らのロンドンでの活動や金細工師ギルドとのかかわりを明らかにしていきたい。

(1) Raymund (Rumbold) Wachter/ Waghter/ Wauyter/ Vaughter

これまでの研究でも指摘されてきた通り、また議事録の調査からも明らかな通り、ロンドンで金細工師として活動する「外国人」の大多数はドイツ・フランドル地方の出身者であった。ここで取り上げる Raymund Wachter は議事録では“Raymund Wachter of Paris”と記されており、パリ出身だとすれば、ドイツ・フランドル地方以外の出身者という点で興味深い。しかしながら、Wachter という姓はドイツ語・オランダ語で“watchman”を意味する単語が起源とされることから、議事録にある“of Paris”のとらえ方には慎重であるべきだろう⁽⁴⁸⁾。各種の文書に書かれる「○○出身」「○○から来た」という文言について注意が必要であることは、ラトキンがデニゼーション開封書状について解説した文章からも示唆される。ラトキンは Gervase le Vulre という人物を取り上げ、1441 年にフランス人としてデニゼーション開封書状を獲得したこの人物は、他の史料からフランドルの出身であることが明らかだとし

ている⁽⁴⁹⁾。Vulre は、百年戦争中のフランスにおけるイングランド政府で、フランス語での読み書きができる者としてイングランド王に仕えていた。したがって、フランス人としてデニゼーション開封書状を得ることも妥当だと考えられるが、ラトキン、当時フランドルはイングランドと敵対していたブルゴーニュ公によって支配されていたため、Vulre は自らをイングランド王ヘンリ 6 世に忠誠を誓うフランス人の一人として表明することでイングランドでの活躍の可能性が増すと考えたのだろうと推測している。後述するように Wachter の活動時期は 1430 年代から 1440 年代であり、この Vulre のデニゼーション開封書状の取得時期と重複する。さらに、議事録に登場する当初から、職人としての短期間の活動許可ではなく金細工師ギルドのフリーマンとなることを認められるなど、多くのドイツ・フランドル地方出身者の金細工師と比較すると際立った活動をしている。このため、ラトキンの推測に倣えば、Wachter もまた、実際はドイツ・フランドル地方出身であったとしても、ロンドンでのキャリア形成を目指してそれに有利になることを推測し、パリ出身として振る舞っていた可能性はある⁽⁵⁰⁾。一方で、Wachter の周囲の人々が何らかの理由で彼をパリの出身と見なしており、議事録にそのように記された可能性も残る。

Wachter の「出身」がどこであれ、彼のロンドンにおける活動は注目に値する。レッダウェイらも彼の活動に言及しており、主に 1434 年(1433 年度)に 4 名の職人と働くために 20 マークを納入したこと、また同年度に金細工師ギルドのフリーマンとなり、このために 40 ポンドを納入したことに注目している⁽⁵¹⁾。レッダウェイらは Wachter を、高額を支払ってギルドのフリーマンとなった金細工師のうちの一人、またロンドンで成功した「外国人」金細工師の一人として取り上げているが、Wachter のロンドンでの活動を詳細に考察してはいない。ここでは、議事録に加えてほかの史料も参照しながら、Wachter のロンドンでの活動を時系列で整理し、それを可能にしたロンドン社会側の、また金細工師ギルド側の状況を考える準備としたい。

史料からわかる Wachter の活動は、以下の通りである。刊行された 1334 年度から 1446 年度の議事録に Wachter の名が最初に登場するのは、1433 年度の記述である⁽⁵²⁾。訓練を修了した徒弟が宣誓して職人として登録されたことを記す一覧に、Wachter の名がある。「Raymund Wachter が宣誓した」とあり、2 シリングを納めたことが記されているが、この記述は例外的である。通常は、この一覧には訓練を修了した徒弟の氏名とその親方の氏名、納入金の額が記され、Wachter を除く 14 名もそのように記されている⁽⁵³⁾。しかし Wachter の場合は、徒弟の氏名は記されず Wachter が 2 シリングを納入したとあるのみである。次に述べるように 1434 年 5 月に職人とともに働く許可を受けていることから考えると、1433 年度時点で Wachter 自身が徒弟訓練を修了したとは考えにくい。おそらく、かねてより訓練していた徒弟が訓練を修了したことを示す記述だと推測されるが、この年度以前の議事録に Wachter による徒弟の登録は見られない。

このように、この記述の詳細は不明だが、同年度の別の記述から 1433 年度の時点で

Wachter が金細工師としてロンドンで積極的に活動していたことは明らかである。1434 年 5 月 1 日に Wachter が金細工師ギルドの監事の面前で、「彼自身の部屋で、誠実にかつ公正に金銀を用いて適切に仕事をする事、ロンドンの金細工業のあらゆる秘密を忠実に守る事」を誓ったことが記されている⁽⁵⁴⁾。そのうえで彼は監事によって「彼の部屋で、彼の 4 名の職人と働くこと」を許可され、これについて 20 マークを納入したとのことである。この記述から判断すると、20 マークという高額を支払ってはいるものの、Wachter が 1433 年度にはすでに職人とともに働くことを許可されるほどにロンドンの金細工師として定着していたと言える。この Wachter への許可に続き、議事録にはほかの 5 名の「外国人」に与えられた許可と彼らが納入した金額が記されている⁽⁵⁵⁾。この 5 名は「Wachter が許可されたのと同様に働く許可を与えられた」とあるものの、Wachter とは異なり「職人の件は除く」と記されており、納入金もそれぞれ 3 ポンド、5 ポンド、5 マーク、8 マーク、26 シリング 8 ペンスと Wachter の 20 マーク（13 ポンド 6 シリング 8 ペンス）と比較するとかなり少額である。高額を納入し 4 名もの職人を使って金細工師の仕事をする事が許可された Wachter は、同時期に金細工師ギルドとかかわりのあった「外国人」の中でも存在感のある「外国人」だったと言える。

Wachter はまた、4 名の職人とともに働く許可を得た半年後の 1434 年 11 月 11 日に金細工師ギルドのフリーマンとなったようである⁽⁵⁶⁾。議事録の記述によれば、王に忠誠を誓う者（“ligens domini nostri regis (liegeman of our lord the King)”）となったのちロンドン市の市民権を得られれば、金細工師ギルドのフリーマンとなることも認められる、ということが 4 名の金細工師ギルドの監事によって認められた、とある。続けて、金細工師ギルドのフリーマンとなることについて、ロンドンの金細工師たちと同じように自由に金細工の仕事をする事ができる、と説明されている。この許可を得るために Wachter が監事らに納入した金額が、40 ポンドである。議事録のこの箇所の文言からは、厳密に言えば Wachter がこの時点でフリーマンとなったのかは不明だが、後述するように 1435 年度以降に Wachter が徒弟をとっていることから判断すると、この時点でフリーマンとなったと見なしてよいように思われる⁽⁵⁷⁾。

なお、次に述べるように「外国人」が金細工師ギルドのフリーマンとなる例はほかにも見られるが、王に忠誠を誓うことやロンドン市の市民権を得ることが金細工師ギルドのフリーマンとなることに先立つように書かれている点で、Wachter に関する記述は独特である。ほかの「外国人」については、単に金細工師ギルドのフリーマンとなったということが記されるのみである。この違いについては現時点では不明だが、Wachter と金細工師ギルドやロンドン市、王権との関係を考えるうえで留意すべきだろう。

ここで、金細工師ギルドのフリーマンとなったほかの「外国人」について整理しておきたい。金細工師ギルドのフリーマンとなった「外国人」は 1404 年度から 1441 年度に Wachter のほかに 10 名いる。1404 年度に 1 名、1422 年度に 2 名、1423 年度に 2 名、1426 年度、1427 年度、1432 年度に各 1 名、1441 年度に 2 名である⁽⁵⁸⁾。納入額は 4 ポンドから 50 ポン

ドまでと大きく異なっている⁽⁵⁹⁾。金額の差はあるが、多くの場合は「金細工師ギルドのフリーマンとなった」とある。ただし、フリーマンとなると同時に職人の雇用を認められた例もある。1427年度のSwether Silvester, 'Dutchman'は、2名の職人を雇うために追加で1/2マーク納入している⁽⁶⁰⁾。Silvesterについては同時にロンドン市の市民権も得たと書かれているが、同職ギルドのフリーマンとなることでロンドン市のフリーマンとなる、すなわちロンドン市の市民権を得ることができたため、この文言の有無と金額の差に関連性はないと考えられる⁽⁶¹⁾。

興味深いのは、1423年（1422年度）にフリーマンとなったFrederick Melver, 'Dutchman'に関する記述である⁽⁶²⁾。ここには「リチャード・ウィッティントンの依頼（"requisicionem"）により」と書かれているのである。Milverは、ロンドン市長であった故リチャード・ウィッティントン（1423年3月に死亡）と何らかのかかわりがあったようで、Wachterと同様に有力者とのつながりが金細工師ギルドのフリーマンとなることを容易にした可能性はある⁽⁶³⁾。この時、Milverは4ポンドを納入している。フリーマンとなった「外国人」の中で最も少額であるが、「ウィッティントンの依頼」と関係があるのかもしれない。

金額の違いが何に起因するのかは現時点では不明だが、個々の「外国人」の技術力やロンドンでの滞在歴、WachterやMilverのように王や都市との関係が影響する可能性はある。少なくとも、決して安くはない金額を納入してロンドンの金細工師ギルドのフリーマンとなった「外国人」が15世紀前半に散発的に見られたことは明らかである。彼らにとっては、多くの金銭が必要になったとしても、ロンドンで活動するにはロンドンの金細工師ギルドにその活動を許可されることが不可欠であったことが示唆される。一方、金細工師ギルド側にとっては、フリーマンとなる権利を与えることは日常の業務ではなく特別なことだったようだ。フリーマンとなることを認めたことを記す議事録の記述が、1年間の活動許可を与える記述や徒弟登録を示す記述、職人の雇用を示す記述のように該当者と金額を一覧で示すのではなく、一人一人について氏名や納入金などを示す見出しとともに記すようになっていることから、フリーマンとなることを認めることは「すべての会員の合意によって（"be þe assent of all þe cumpany (with the assent of all the company)"）」なされるべき重要なことだったのだろう⁽⁶⁴⁾。金細工師ギルドは、技術力の高い、または有力者との関係を持つ「外国人」をフリーマンにしてロンドンの金細工師ギルドの一員として活動させることで、彼らの活動を管理下に置くと同時にロンドンの金細工師ギルドの評判や名誉の向上、金細工師ギルドに有利になるネットワークの構築・拡大も目指していたのかもしれない。

Wachterをはじめとする、金細工師ギルドのフリーマンとなった「外国人」に加え、「上述の監事の任期中のみ」すなわち1年間のみロンドンで金細工師として活動する許可を与えられた「外国人」も、年度ごとに複数見られる。彼らの場合は、13シリング4ペンスなど1ポンド以下の比較的少額の納入である。フリーマンとなった「外国人」の中には、それ以前に1年間の活動許可を得ていたことが確認できる者もいる。たとえば、1423年度に10ポンド

ドを支払ってフリーマンとなった Janyn Eskevyn は、前年度には 1 年間のみの活動許可を 6 シリング 8 ペンスで得ていた⁽⁶⁵⁾。1 年間のみの活動許可を得た「外国人」の人数や金額、時代による変化については別稿で論じるが、少なくとも、金細工師ギルドが「外国人」をひとくくりにせず、おそらく滞在歴、技術力などによって区別していたこと、「外国人」側も、必要な、あるいは取得可能な地位をロンドンの金細工師ギルドから得て活動しようとしていたことを指摘できる⁽⁶⁶⁾。

1435 年度以降、Wachter が徒弟を登録していることが議事録から明らかになる。1435 年度には Lambard de Wauyter という徒弟を、1438 年度には Adrian という徒弟をとっており、いずれも徒弟の登録料として 20 シリングを納入している⁽⁶⁷⁾。この金額は当時の徒弟の登録料の額として一般的であり、特に親方である Wachter が「外国人」であるということによる違いは見られない。

1435 年に徒弟となった Lambard de Wauyter とされる人物は、1436 年 4 月 18 日の開封書状録に登場する。王に忠誠を誓いイングランド王国に居住を認められた「外国人」の一覧に、ブリュージュ出身でロンドン在住の Lambert de Wachter という人物が含まれているのである⁽⁶⁸⁾。この Lambert と Wachter の徒弟の Lambard が同一人物だとすれば、パリあるいはフランドル地方出身の Wachter が、同じ「外国人」である Lambard を徒弟にとっているという点は興味深い。開封書状録の方で Lambert de Wachter がフランドル地方のブリュージュ出身とあることから考えると、本節の冒頭で述べた通り、Raymund Wachter もその姓から考えてフランドル地方出身であるという可能性が高くなる。あくまで推測にすぎないが、Raymund Wachter も Lambard de Wauyter (Lambert de Wachter) もブリュージュ出身であり、同郷の者を徒弟として採用したという故郷のネットワークを示唆する一例かもしれない。あるいは、単なる同郷というつながりよりもさらに近しく、親戚関係にあるという推測もできるが、現存する史料からは裏付けは難しい。なお、徒弟が親方の姓を名乗ることは少なくなかったとされており、親方と徒弟が同姓であることのみから両者が親戚関係にあると結論付けることはできない⁽⁶⁹⁾。

もう一人の徒弟 Adrian については、徒弟登録と同年度の 1438 年度の記述から、登録をめぐって Wachter と金細工師ギルドの監事の間で問題があったことがわかる⁽⁷⁰⁾。内容は以下の通りである。金細工師ギルドの監事 4 名が、ヘンリ 6 世治世第 16 年 (1438～39 年) に Wachter から Adrian という徒弟の登録料として 20 シリングを受け取った。これが、前述の通り、1438 年度の徒弟登録の一覧に記録されているものである。にもかかわらず、監事らの望むところによると、Adrian の「友人たち」と Wachter が、Adrian が Wachter のもとにとどまらないということに納得がいかなければ、上述の 20 シリングは Wachter が別の徒弟をとる際に Wachter が用いるものとなる。詳細は不明だが、Adrian が Wachter のもとで徒弟訓練をしないなら、登録料 20 シリングは Wachter が別の徒弟をとる際に用いてよいということだろうか。なぜこのような記述が議事録に残されたのかわからないが、Adrian は徒弟とし

て登録されたものの、Wachter のもとで徒弟訓練を受ける意志が弱いように見受けられたのかもしれない。この件については Wachter が「外国人」であることが関与しているとは考えにくい、しいて関連付けるならば、「外国人」であっても金細工師ギルドの一員として徒弟の厳密な管理を求められていたと言うことはできるだろう。

次に Wachter の名が議事録に見られるのは、1440 年度の記述である⁽⁷¹⁾。Wachter は、1 年間地代徴収係 renter の仕事を免除されることについて、20 シリングの罰金を支払うことを監事と合意した、とある。同職ギルド内の役職の一つである地代徴収係は、同職ギルドが保有する不動産からの地代を徴収するという重要な役割を持つと考えられる。この記述からは、Wachter がその役職を打診されたか、あるいは先立つ年度にそれを務めていたことが推測され、1440 年度の時点で Wachter は金細工師ギルドの中でも有力メンバーと呼べる立場にあったと考えられる。

1441 年度にも、Wachter が金細工師ギルドの中でも信頼に足る人物とされていたと考えられる記述がある。市参事会員という、ロンドン市の有力者と言える立場にある John Sutton と “Dutchman” の金細工師 John Tankard との間で、グロスター公が Sutton に注文した聖遺物箱の製作に関して何らかのトラブルがあり、両者が金細工師ギルドの監事らに判断を委ねたとある⁽⁷²⁾。続く記述から、Reymund Wachter と William Mowbray がこの件について当事者らの了解を得て監事らとともに行動することになり、そこで監事と Wachter、Mowbray は Sutton に、Tankard が製作で必要とするすべてのものの代金を支払うよう、またそのほかについて Tankard が要求できるものについて、Tankard に 4 ポンドを支払うよう命じたことがわかる。この件に関して Wachter がどのような活動をしたのかは具体的には不明だが、金細工師ギルドの中でもめごとの解決者の一人となりうるような重要な立場にあったことは指摘できる。「外国人」金細工師の、同職者の中での定着を見ることができる。Tankard が “Dutchman” であることも興味深い。

以上、パリ出身とされる金細工師 Wachter の例を見てきた。金細工師ギルドのフリーマンとなり、すなわちロンドン市民となり、徒弟を訓練し、金細工師ギルド内でのめごとの解決のために協力を求められるほどの立場を確立した Wachter の経歴は、「外国人」金細工師の経歴というよりもロンドンで徒弟訓練を受けた金細工師の経歴に近いのではないか。Wachter の例が「外国人」としては特殊であることは重要だが、一方で金細工師ギルドが「外国人」金細工師に対してもロンドンで徒弟訓練を受けた金細工師と同様に活動することを妨げてはいなかったことを示す例として、「外国人」に対する同職ギルドの姿勢を考える際に有益な視点を提供していると言える⁽⁷³⁾。

(2) Albright (Albrecht) Andirnak/ Aldernak

次に、Albright Andirnak を取り上げたい。その姓から、ドイツのアンダーナッハ出身と考

えられる。レッダウェイらは、罰金を徴収された金細工師の一例として Andirnak が “Dutch” の少年を訓練したことに触れているのみだが、議事録からはそのほかにも Andirnak の活動が明らかになる⁽⁷⁴⁾。しかし最初に取り上げておきたいのは、Andirnak のデニゼーション開封書状である。

Andirnak は、開封書状録の抄録によると 1406 年 7 月 16 日にデニゼーション開封書状を得ている⁽⁷⁵⁾。これには、海外の出身である Andirnak は 22 年間ロンドンに居住していて同市の市民権を得ている、とあり、Andirnak はこのデニゼーション開封書状を得るために 20 ポンドを納入したようである。1406 年の 22 年前からロンドンに居住しているとあるため、1380 年代から金細工師として活動していたと推測される。また、ロンドン市の市民権を得ているということは、金細工師ギルドのフリーマンになっているということだろう。これがいつのことかは金細工師ギルドの議事録にも記述がなく不明だが、1406 年の時点での Andirnak は、すでに金細工師ギルドの一員として活動していたと言える。

実際に Andirnak は、デニゼーション開封書状の取得から 3 年前すなわち 1403 年度に金細工師ギルドの議事録に登場している。この年度に徒弟訓練をめぐって 3 件で罰金を徴収されている。まず、レッダウェイらも言及しているが、“Dutch” の少年に仕事を教えたため、100 シリングの罰金を徴収されている⁽⁷⁶⁾。次に、徒弟ではない複数の人物を訓練したために 100 シリングの罰金を科されている⁽⁷⁷⁾。3 件目として、“cousin” の Henry van Aldernak を監事の同意なく訓練したために監事の前に呼び出されている⁽⁷⁸⁾。Henry は以後 7 年間、Albright Andirnak のもとで訓練を受けることとされ、Andirnak は 60 シリングの罰金を科されている。すなわち、Henry を徒弟として登録することを求められたのである。

1403 年度に監事の要求により正式に徒弟となったと考えられる Henry van Aldernak は、その後も議事録に登場する。Andirnak は親方として監事が求める通り Henry に訓練を施したようで、1418 年度に Henry は職人として金細工師ギルドに登録されている⁽⁷⁹⁾。1403 年度に監事が要求した 7 年間に大幅を超えているが、少なくとも Andirnak が Henry にしかるべき訓練を施したことは明らかである⁽⁸⁰⁾。ただ、同年度に職人の登録をしたほかの 6 名は当時の職人の登録料である 2 シリングを納入しているが、Henry van Aldernak の納入額は 16 シリングである⁽⁸¹⁾。金額の違いが Henry も Henry を訓練した Andirnak も「外国人」であることによるのか、単なる書記の書き間違いなのか、あるいはほかの事情があったのかは現時点では不明である。しかし、この 1418 年度に職人として登録された 7 名の氏名と納入額のうち Henry van Aldernak を含めた 4 名分が、理由は不明だが 1390 年度の議事録が記された後の余白にも記されており、ここでは Henry van Aldernak の納入額も 2 シリングとなっている⁽⁸²⁾。これを考慮すると、Henry van Aldernak の 16 シリングというのは書き間違いの可能性も高いと考えられる。

Henry van Aldernak は 1440 年度の議事録にも登場する。宣誓した “Dutchmen” の一覧に Henry van Aldernak が 2 シリング納入していることが記されている⁽⁸³⁾。さらに、England’s

Immigrants のデータベースによれば、「外国人」に課された特別税の税額査定の史料から、Henry van Aldernak が 1441 年 9 月から 1451 年 8 月まで 10 回にわたって課税の対象となったことがわかる⁽⁸⁴⁾。税額査定の史料からは、自家保有者 (householder) であり、Katherine という名の妻がいることも明らかになる。この Henry van Aldernak と、1403 年度に金細工師の Albright Andirnak のもとで徒弟訓練を受け 1418 年度に職人となった人物、1440 年度に Dutchmen として宣誓した人物の三者はおそらく同一人物だと思われるが、そうであればアンダーナッハからロンドンに来て同郷の親方のもとで徒弟訓練を受け、その後ロンドンに定着した例として注目に値する。

Andirnak の活動に戻ると、Henry のほかにも職人がいたことが明らかになる。1412 年度の議事録で “Dutchmen” という見出しの下に 2 名の職人の氏名が書かれているが、うち 1 名が「Albright van Andirnak の 職 人 の Johan Burryoure of Westphalia」である⁽⁸⁵⁾。Henry van Aldernak の徒弟登録が 1403 年度、職人の登録が 1418 年度ということを考えると、Henry の徒弟訓練と同時期にこの Burryoure を職人として雇っていたと考えられる。Burryoure はウエストファリア出身とあることから、1412 年度時点での Andirnak の家ではドイツ地方出身の徒弟と職人が活動していたことになる。前項の Wachter の例と同様、同郷者とのネットワークの存在が示唆される。

Andirnak と金細工師ギルドのかかわりでは、特に徒弟との関係が多く見られた。興味深いのは、“Dutch” の少年を訓練した、同郷者の徒弟や職人を雇ったという、同郷者とのつながりが目立ったことである。Andirnak はデニゼーション開封書状を取得しており、ロンドンに定着する意志があったことは明らかだが、同郷者とのつながりを重視していた点に「外国人」としてのアイデンティティを垣間見ることができるのではないかと。16 世紀の「外国人」金細工師についてルーは、ロンドンの「外国人」金細工師はイングランド人の徒弟を訓練することには積極的ではなかったと結論付けているが、15 世紀初頭に活動した Andirnak も、その例の一人と言えるかもしれない⁽⁸⁶⁾。ただし、Henry van Aldernak に関してはその後もロンドンに定着していると推測されることから、徒弟が「外国人」であっても Albright Andirnak が「ロンドンの金細工師」を育成したと見なせることは、重要である。

(3) Henry Wortesburgh/ Wortisburghe/ Wortisborow

3 人目は Henry Wortesburgh である。議事録では “Dutchman” と記されている場合がある。ジェファソンはその姓からドイツのヴェルツブルク出身としている⁽⁸⁷⁾。この人物は、金細工師ギルドに加入を認められており、徒弟の訓練に関する記述が複数見られるという点で前項の Andirnak と似た事例と言える。レッダウェイらはその著書では触れていないが、金細工師ギルドへの加入を認められた「外国人」金細工師の活動の例として取り上げておきたい。

Wortesburgh が最初に議事録に登場するのは、1402 年度である⁽⁸⁸⁾。この時、“Henry

Wortesburgh, Dutchman” は、不正な秤を用いたことを追及されている。議事録の記述によれば、「ある時には軽すぎ、ある時には重すぎ」る秤を用いて「王国の人々をだました」とされ、そのうえで「以後同様の不正行為が認められれば、聖ダNSTANの慈善基金に 20 ポンドを納入することとし、もし金銀を使って仕事をするうえで何らかの不正行為が認められたら、同額を納入すること」とされた。20 ポンドは大金であり、彼の行った不正が金細工師ギルドによって重大な不正と見なされていたことがわかる。ただし議事録のこの箇所の記述では、今後の不正行為の場合の罰金は定められているが、不正な秤を用いたことに対しての罰は不明である。この Wortesburgh の記述の前にある 4 件も、同様に不正行為や不法行為に関するものであるが、いずれもすでに指摘された行為そのものに対する罰ではなく、以後同様の行為を行った場合の罰が示されている。実行された行為そのものについて何の罰もなかったとは考えにくい。ため、おそらく議事録には記されていないものの罰金の徴収等は行われたと推測される。このように処分については不明な点が多いが、Wortesburgh が 1402 年度の時点で金細工師として活動していたこと、金細工師ギルド側が彼の不正を把握していたことは明らかである。しかし議事録のこれより前に、Wortesburgh が短期間の活動の許可を得たという記述は確認できず、また後述するように Wortesburgh がギルドに加入したのはこの件の 2 年後、1404 年度のことである。「外国人」金細工師に対する活動の許可と実際の活動との前後関係は、ほかの「外国人」の例も含め、今後検討する必要がある。

次に Wortesburgh が議事録に見られるのは 1404 年度の徒弟の登録であり、John Trevilyas を登録している⁽⁸⁹⁾。Wortesburgh はこの年度に金細工師ギルドへの加入を認められているが、ここではまず、1404 年度以降も含め Wortesburgh が関わった徒弟および職人についてまとめて述べておきたい。この Trevilyas の後、1409 年度には Nicholas Lovet を、1411 年度には William Skot を、それぞれ徒弟として登録している⁽⁹⁰⁾。このうち Lovet については、その後 1417 年度に職人として宣誓したことが議事録に記され、Wortesburgh が徒弟訓練を修了させたことがわかる⁽⁹¹⁾。また、1417 年度に「以前 Henry Wortesburgh の徒弟だった」John Waterley が職人として宣誓している⁽⁹²⁾。これらの徒弟および職人について、特に“Dutchman”など「外国人」であることを示す記述はなく、イングランド人である可能性も高い。後述するように、Lovet については議事録の後年の記載から「外国人」ではないと考えられるが、すべての「外国人」に対してそれを示す文言が氏名に付されたり、反対にイングランドあるいはロンドン出身である場合にそれが明記されたりするわけではないため、議事録に登場する金細工師の出身地について断言するのは難しい。もし Wortesburgh の徒弟および職人がイングランド人であるとすれば、「外国人」の金細工師がイングランド人の後継者を育てていた例として、前項の Andirnak とは異なる例を示していると言える。

また、徒弟および職人に関する記述から考えると、Wortesburgh は同時期に複数の徒弟を訓練していたと推測される。同時に訓練してよい徒弟の人数を定めた規約は金細工師ギルドに関しては現時点では未確認だが、レッダウェイらは 1349 年から 1410 年までの親方に関す

る調査で、生涯で7名から16名の徒弟をとっている親方が46名いることを明らかにしており、同時期に複数の徒弟をとることは問題なかったと考えられる⁽⁹³⁾。Wortesburghのような「外国人」にも同時期に複数の徒弟を訓練することが可能だったことは、Wortesburghが1404年度に金細工師ギルドのフリーマンとなったことが関係しているのではないか。「外国人」であるかどうかという点よりも、ギルドの正式なメンバーであるかどうか、ロンドンで金細工師として働くうえで重視されたと推測される。

これらの徒弟および職人のその後について、明らかになる範囲で補足しておきたい。John Trevilyas はその後、ロンドン市内の修道院に許可なく滞在し、不良品を製作していたようである⁽⁹⁴⁾。詳細が1436年度の議事録に記されている。1437年4月20日に、金細工師ギルドの監事4名が聖バーソロミュー修道院に行き、修道院長と、そこに居住している複数の違法な労働者についての話をした⁽⁹⁵⁾。そこに現れた「かつては金細工師ギルドのよい職人であった」Trevilyas は、聖バーソロミュー修道院の境内に不正に居住している者のうちの一人であり、修道院長が彼に部屋を開けるように指示して彼の部屋に院長と監事が入った。部屋には、「直ちに粉々に崩れてしまう様々な帯状の合金」や「ほぼ確実に、良質の銀として売られてきたであろう銀でメッキされた銅の破片」があったとのことである。議事録の記述からは Trevilyas にどのような処分が下ったのかはわからない。「外国人」金細工師について何らかの情報が提供されているわけではないが、徒弟として登録された人物のその後を示す例として興味深い。

一方、Nicholas Lovet は、1417年度に職人として宣誓したのちもロンドンで金細工師として活動していたようである。1422年度に Thomas Leeds という徒弟を、1424年度に John Bartholomewson という徒弟を、1427年度には氏名はおそらく書記の手違いで空欄になっているが1名の徒弟を、1428年度には Robert Russell という徒弟を、それぞれ登録している⁽⁹⁶⁾。Lovet はまた、1436年の、カレーに武器と兵士を送った際の経費の負担者の一覧に登場しており、この一覧によれば、この時点で Lovet はリヴァリであった⁽⁹⁷⁾。この一覧は、本稿2（1）で述べた通り、1436年時点でのリヴァリ、ヨーマン、“Dutchman” すなわち「外国人」それぞれに分けて個人の納入額が記されているため、少なくともこの時点で Lovet は「外国人」とは見なされていなかったことがわかる。Wortesburgh が1411年度に登録した徒弟 William Skot のその後は、議事録を調査した限りでは不明である。

John Waterley は、1417年度に職人として登録された翌年、William Foster という徒弟を登録しているが、職人となって直ちに徒弟登録ができたのかは疑問である⁽⁹⁸⁾。その後1420年度には、ギルドの元成員の追放に関する記述で、おそらくギルド内の有力者とされている52名のうちの一人として氏名が挙がっている⁽⁹⁹⁾。1422年度には John Buk という徒弟をとっている⁽¹⁰⁰⁾。1423年度の記述は興味深い。Clays という“Dutchman”が、監事の許可を得ずに Waterley とともに活動していたために6シリング8ペンスの罰金を科されているのである⁽¹⁰¹⁾。Waterley 自身が「外国人」かどうかは不明だが、ヴェルツブルク出身の親方のもと

で徒弟訓練をした Waterley がその後“Dutchman”とともに活動しているという点に、「外国人」間のネットワークの存在を推測することができる。少なくとも、ロンドンで活動する金細工師にとってやはり「外国人」とのかかわりは日常的なものだったことは指摘できるだろう。1427 年度には新たな徒弟、Laurence Lethlyon を、1432 年度には John Fayrehede を登録している⁽¹⁰²⁾。

Wortesburgh が訓練した徒弟や職人のその後をたどってきたが、Lovet と Waterley についてはその後もロンドンの金細工師として徒弟の訓練をするなど活動していることから、Wortesburgh は後継者を育てるという点において金細工師ギルドに貢献したと言える。Lovet や Waterley の出身地は不明だが、彼らが「外国人」であったとしても Wortesburgh が「ロンドンの金細工師」を育成したことは確かだろう。

Wortesburgh が金細工師ギルドのフリーマンとなったのは 1404 年 8 月 4 日のことである⁽¹⁰³⁾。彼はこのために 20 マークを納入している。徒弟の訓練や職人の雇用に関する許可は記されていないが、前述の通りその後の Wortesburgh の活動を見ると、徒弟の訓練や職人の雇用も許可されていたのだろう。

議事録から明らかになる Wortesburgh の活動をまとめると、不正行為で罰金を科され、ギルドの成員となり、徒弟を訓練しているという姿が見られ、「外国人」であることがその活動に特徴をもたらしているとは言い難い。議事録の記載からは、他の「外国人」との直接的なつながりも見えてこない。むしろ、ギルドの成員になるために高額を納入しているという点を除けば、「外国人」であつてもロンドン「出身」の金細工師と同様に活動することが可能であった例として提示しておきたい。金細工師ギルド側から見れば、「外国人」をもロンドンの金細工師として扱っていたことを指摘できる。

以上、3 名の「外国人」金細工師の活動の例を見てきた。当然ながら、これらの金細工師が「外国人」金細工師の一般的な例だったわけではない。むしろ、金細工師ギルドのフリーマンとなっているという点で特殊な例であろう。また、彼らに関する史料は議事録が大部分であるため、リチャード 3 世の戴冠式の会計簿にも登場した Marcellus Maures ほどにはその活動の内容を明らかにするのは難しい。しかしながら、断片的な情報をつなぎ合わせることで、彼らがロンドンの金細工師ギルドの中で存在感を放ち、徒弟訓練をロンドンで受けた金細工師と同様の、あるいはそれ以上の規模の活動を行っていたということが示されたと言えよう。

おわりに

本稿では、金細工師ギルドの議事録に見られる「外国人」について、その人数、出身地、

活動内容を概観したうえで、3名の「外国人」金細工師について具体的な活動内容をたどってきた。3名の例から指摘できる点をまとめてみたい。

第一に、「外国人」金細工師とロンドンの金細工師ギルドとの接点である。ロンドンで金細工師として活動するための一時的な許可を得る、不良品製作や規約違反で罰金を徴収される、といった多くの「外国人」金細工師に共通するであろう接点に加え、Wachterの例からはギルドの役職に就く、ギルド内で信頼される人物になるという接点が見られた。Wachterはギルドのフリーマンとなっただけでなくデニゼーション開封書状も得ていると推測されることから、金細工師ギルド側が「外国人」であることをことさらに意識していなかったと考えることもできる⁽¹⁰⁴⁾。そうであるならば、金細工師ギルドのフリーマンとなることと、デニゼーション開封書状を得ることの「外国人」にとっての効果を検討する材料となる。あるいは、金細工師ギルド側がそれらを取得した「外国人」をどのようにとらえていたかを考える際にも有益な事例と言える。少なくとも、「外国人」金細工師の中では特殊な事例であるが、「外国人」がロンドンでたどったキャリアの一例として意味を持つ例である。

第二に、ここに挙げた3名に対する不良品製作や規約違反への制裁を見る限りでは、金細工師ギルドが不良品製作や規約違反に関して、「外国人」だから一層厳しい対応をした、あるいは反対に取り締まりの手を緩めたということはなかったと推測される。多くの場合、毎年度の議事録には罰金の徴収がまとめて記されるが、3名の「外国人」金細工師に対する制裁と、その前後に記される「外国人」以外の金細工師に対する制裁とに大きな違いは見られなかったからである。「外国人」であれ、ロンドンで徒弟訓練を終えた者であれ、ロンドンで金細工師として活動する以上は金細工師ギルドがその行動や製品を監督し、しかるべき対応をとるという点が確認された。

第三に、3名の例から、金細工師ギルドのフリーマンとなっても、デニゼーション開封書状を得ても、「外国人」間のネットワークは直接的あるいは間接的に維持されていたと推測される点を指摘したい。そのネットワークの重要性は個人によって異なると思われるが、「外国人」金細工師としてのアイデンティティの一面が見られたと言える。ほかの「外国人」金細工師の事例も検討していくことで、ロンドンで活動していた「外国人」のアイデンティティについて何らかの見通しが示されることが期待される。

第四に、徒弟の育成や職人の雇用について、徒弟や職人のその後の状況が明らかになったことから、徒弟や職人が「外国人」であってもそうでなくても、この3名はロンドンで活動する金細工師を育成していたととらえられることは重要である。今後さらに「外国人」金細工師の活動を検討していくにあたって注目すべき点を提供している。

3名の「外国人」金細工師の活動を見てきたことで明らかになったこれらの点は、ロンドンあるいはほかのイングランド諸都市で商工業者として活動した「外国人」を考える論点となるだろう。繰り返しになるが、ここで取り上げた3名は金細工師ギルドのフリーマンとなっており、決してそれが特異なことではなかったとは言え、やはり多くの「外国人」金細工師

の中では特殊な事例である。多くの金細工師は短期間での活動の許可を繰り返し得て働いていたと思われる。場合によっては、16 世紀についてルーが示しているように、短期間の滞在ののち出身地に戻った者が 15 世紀にもいたのかもしれない⁽¹⁰⁵⁾。しかしながら、本稿で取り上げた 3 名の事例は、特殊な事例であるからこそ、何が彼らの活動を可能にしたのかを考える視点を提供しているとも言えるのではないか。彼らの活動を可能にしたのは、彼らの技術力やロンドンにおけるネットワーク形成、同郷者とのつながりなどだけではなかっただろう。当時の王権、ロンドン市当局、金細工師ギルド、ロンドンの人々の状況やそれらと「外国人」との関係も大きくかかわっていたはずである。この点については今後の検討課題としたい。

注

- (1) J. L. Bolton, ed., *The Alien Communities of London in the Fifteenth Century: The Subsidy Rolls of 1440 and 1483-4* (Stamford: Paul Watkins, in association with The Richard III and Yorkist History Trust, 1998), pp. 1-5; Sylvia L. Thrupp, 'Aliens in and around London in the Fifteenth Century', in *Studies in London History Presented to Philip Edmund Jones*, ed. by A. E. J. Hollaender and William Kellaway (London: Hodder and Stoughton, 1969), pp. 251-272.
- (2) ただし、イングランド外の出身者の中でも区別されることがあった。たとえば、「外国人」に対する特別税の課税では、課税のたびに免除対象となる人々が異なっていた。すなわち、課税においては「外国人」と判断される基準が揺れ動いていたことになる。「外国人」への課税に関する史料については、以下でまとめた。佐々井真知「中世後期ロンドンの『外国人』に関する史料について」、『中部大学人文学部研究論集』37 (2017 年), 71-91 頁 (72-74 頁)。
- (3) データベースは、England's Immigrants 1330-1550: Resident Aliens in the Late Middle Ages, <https://www.englandsimmigrants.com/> (2022 年 4 月 14 日最終アクセス)。このデータベースに関連する研究としては、たとえば以下を参照。B. Lambert and W. M. Ormrod, 'Friendly Foreigners: International Warfare, Resident Aliens and the Early History of Denization in England, c.1250-c.1400', *English Historical Review* 130 (2015), pp. 1-24; Bart Lambert and Milian Pajic, 'Immigration and the Common Profit: Native Cloth Workers, Flemish Exiles, and Royal Policy in Fourteenth-Century London', *Journal of British Studies* 55 (2016), pp. 633-657; J. Lutkin, 'Settled or Fleeting? London's Medieval Immigrant Community Revisited', in *Medieval Merchants and Money: Essays in Honour of James L. Bolton*, ed. by M. Davies and M. Allen (London: Institute of Historical Research, 2016), pp. 137-155; W. M. Ormrod, N. McDonald and C. Taylor (eds), *Resident Aliens in Later Medieval England* (Turnhout: Brepols, 2017); W. M. Ormrod, B. Lambert and J. Mackman, *Immigrant England, 1300-1550* (Manchester: Manchester University Press, 2019).
- (4) Judith M. Bennett, *Ale, Beer, and Brewsters in England: Women's Work in a Changing World 1300-1600* (Oxford: Oxford University Press, 1996); Jonathan Good, 'The Alien Clothworkers of London, 1337-1381', in *The Ties that Bind: Essays in Medieval British History in Honor of Barbara Hanawalt*, ed. by Linda E. Mitchell, Katherine L. French, Douglas L. Briggs (Aldershot: Ashgate, 2011), pp. 7-19; T. F. Reddaway and Lorna E. M. Walker, *The Early History of the Goldsmiths' Company 1327-1509* (London: Edward Arnold, 1975).

- (5) Anne F. Sutton, 'Marcellus Maures alias Selis, of Utrecht and London, a Goldsmith of the Yorkist Kings', *Ricardian* 17 (2007), pp. 73-83. ほかに、服地商として活動した Gigli 一族に関する論考もある。Cecil H. Clough, 'Three Gigli of Lucca in England during the Fifteenth and Early Sixteenth Centuries: Diversification in a Family of Mercery Merchants', *Ricardian* 13 (2003), pp. 121-147.
- (6) 中世後期ロンドンの金細工師および金細工師ギルドについて、詳細は以下を参照。本節も以下の文献を参考にまとめて。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*; 佐々井真知「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』一規約に注目して」、『中部大学人文学部研究論集』43（2020年）、71-97頁（72-74頁）。
- (7) 金細工師ギルドの規約に見る「外国人」への対応については、佐々井「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」, 78-91頁。
- (8) 詳細は以下を参照。佐々井「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」, 77-78頁。
- (9) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 120; Thrupp, 'Aliens in and around London'.
- (10) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 46-48.
- (11) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 47-48. 1385年度の議事録内の該当する記述は Lisa Jefferson, ed., *Wardens' Accounts and Court Minute Books of the Goldsmiths' Mystery of London 1334-1446* (Woodbridge: Boydell Press, 2003), pp. 214-215.
- (12) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 120-163.
- (13) Sutton, 'Marcellus Maures'.
- (14) Sutton, 'Marcellus Maures', p. 79. デニゼーション開封書状とは、王が「外国人」に対して、王国内で生まれたイングランド人と同じ扱いを受ける権利を認めた書状である。この書状を得るには比較的高額を納入する必要があった。佐々井「中世後期ロンドンの『外国人』に関する史料について」, 74-75頁。
- (15) Sutton, 'Marcellus Maures', pp. 78-80.
- (16) Sutton, 'Marcellus Maures', pp. 78-79.
- (17) Sutton, 'Marcellus Maures', p. 83.
- (18) Matthew Davies, 'Aliens, Crafts and Guilds in Late Medieval London', in *Medieval Londoners: Essays to Mark the Eightieth Birthday of Caroline M. Barron*, ed. by Elizabeth A. New and Christian Steer (London: University of London Press, 2019), pp. 119-147.
- (19) Davies, 'Aliens, Crafts and Guilds', p. 143.
- (20) Davies, 'Aliens, Crafts and Guilds', p. 143, p. 147.
- (21) 規約については、以下を参照。佐々井「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」, 74-76頁。1478年にまとめられた規約集は、レッダウェイらの著書に収録されている。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 209-274.
- (22) Jefferson, *Wardens' Accounts*. 金細工師ギルドは、守護聖人の聖ダNSTANの祝日である5月19日に監事4名を選出し、この日を起点として一年度を開始している。すなわち、5月19日から翌年5月18日までを一年度としている。議事録も原則としてこの年度ごとに記されている。本稿でたとえば「1440年度」と記した場合、1440年5月19日から1441年5月18日までを指す。Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. xxiii.
- (23) 議事録を刊行したジェファソンによる索引も、確認のために参考にした。
- (24) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. xxxiii-xxxiv.
- (25) たとえば、1423年度の議事録にある“nomina alienigenarum”は“names of aliens”と訳されている。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 418-419.

- (26) 一覧の見出しでは“strangers”に相当する原語が用いられる場合もあるが、ジェファソンはこれを“aliens”と訳している。実際に、“strangers”の一覧とされる場合でも、イングランド以外の出身者と考えられる人物名が多く見られる年度もある。たとえば 1362 年度には、“Wynant van Waldek from Cologne”や“Roland van Frankfurt”などがこの一覧に登場している。1422 年度のように、“strangers”ではなく“aliens”に相当する原語（ラテン語の“alienigena”）が用いられている年度もある。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 84–85, 406–407.
- (27) Andrew de Sandwich は、Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 22–23. イングランド内のロンドン以外の出身者の人数は、地名が確認できる限りでは、コヴェントリ 2 名、サンドウィッチ、シュルーズベリー、ノリッジ、ヨーク、ハンティンドン、テュークスベリー、ギルドフォード、オックスフォード、マンチェスター、ベッドフォード各 1 名である。
- (28) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 480–487. リヴァリ livery とは、上層の親方のことである。親方層の中でも熟練した、比較的年長の者で、ギルドの成員からの信頼がそれなりにある者がなれる地位とされる。「リヴァリ」というのは元来「お仕着せ」「制服」の意味で、新市長就任の際のパレードなどに同職ギルドごとに参列する時に、同職ギルドの制服を着て参列できる者を意味することとしても使用されている。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 32. ヨーマン yeoman は、議事録の該当箇所は原語（英語）で“the younge not in the lyvery”とあり、“the yeomen not in the livery”と翻訳されている。ジェファソンは議事録に見られる「ヨーマン」について、文脈から、金細工師ギルドのフリーマンではあるがリヴァリではない者と解釈している。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. xxxvi–xxxvii.
- (29) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 338–339, 422–423 (Taverne), pp. 334–335, 432–433 (Alfkyn).
- (30) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 402–403, 536–537.
- (31) 佐々井「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」, 78–91 頁。
- (32) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 334–335, 338–339.
- (33) ウルムについて、ジェファソンはラテン語で記された議事録の Ulme in Sweven を Ulm in Sweden と訳し、索引で「Sweden (?)」と記しているが、おそらく Sweden ではなく Swabia すなわちシュヴァーベン地方のことだと思われる。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 464–465, p. 564 (Cofman の索引).
- (34) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 120; 佐々井「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」, 78 頁。
- (35) 本稿 3 (1) で扱う Raymund Wachter は、議事録では“Raymund Wachter of Paris”と記述されるため、ここではパリの 2 名に含めたが、後述するように厳密な意味での彼の出身地はドイツ・フランドル地方の可能性もある。
- (36) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 232–233.
- (37) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 120–121, 248–249.
- (38) 職人について、本稿で参照した金細工師ギルドの議事録では、アングロ・ノルマン語の“lowys”やラテン語の“serviens”ということばが使われている。“lowys”について、ジェファソンは中世の史料では「雇用された人」や「使用人」を意味しており、特に金細工師ギルドの議事録では徒弟訓練を終えて雇用される“serving-men”を指すと述べている。このため、ジェファソンによる議事録の翻訳では、“serving-men”という訳語があてられている。本稿ではジェファソンの解釈を妥当と考え、「職人」という訳語をあてた。翻訳で“servant”が用いられている場合も、文脈から判断して「職人」ととらえられるため、そのように訳した。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. xxxiv–xxxv.
- (39) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 342–343.
- (40) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 420–421. この件については本稿 3 (3) で詳述する。

- (41) 罰金徴収に関して、特殊な事例・重大な事例の場合は、個別にその行為の詳細が記されている。ただしこの場合も、「外国人」であるかどうかは問題ではなく、行為の内容が問題とされていると思われる。
- (42) Davies, 'Aliens, Crafts and Guilds', p. 139.
- (43) 規約集に見る「外国人」については以下を参照。また、議事録に収録されている取り決めについては稿を改めて論じたい。佐々井「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」。
- (44) レッドウェイらは、著書の巻末に付した規約集の中のそれぞれの規約について、可能な限り議事録と照合して該当する議事録の箇所を示している。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 209–274.
- (45) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 276–277.
- (46) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 282–285. Walter Prata は、1400 年度に John Lincoln の徒弟として登録されている。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 264–265.
- (47) 製品について、原語はアングロ・ノルマン語で“bendis de argent”（“bendis”は“bend”の複数形）、ジェファソンによる翻訳で“silver bands”とある。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 174–175.
- (48) Elsdon C. Smith, *Dictionary of American Family Names* (New York: Harper, 1956), p. 224.
- (49) Our Migration Story: The Making of Britain, Becoming English: Letters of Denization, <https://www.ourmigrationstory.org.uk/oms/becoming-english-letters-of-denization> (2022 年 4 月 6 日最終アクセス)。
このウェブサイトはマンチェスター大学のクレア・アレクサンダー教授らのプロジェクトにより開設されたもので、古代から現代までのイギリスへの移民について教員・学生向けに解説している。
- (50) 後述するように、Wachter がデニゼーション開封書状に関する史料に登場するのも、1441 年である。本稿注 73 参照。
- (51) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 107–108, 125.
- (52) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 468–469.
- (53) ただし、14 名中 2 名は親方の氏名が記されていない。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 466–469.
- (54) “fideliter et honeste operandum infra cameram suam aurum et argentum ac omnia secreta artis aurifabrorum London' fideliter custodiendum”. Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 462–463.
- (55) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 462–465.
- (56) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 468–469.
- (57) ジェファソンは、索引の Wachter の箇所、1434 年度にフリーマンとなったとしている。レッドウェイらは、1435 年度に徒弟をとっていることから判断して、1434 年度にフリーマンとなったと推測している。Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. 618 (Wachter の索引); Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 108.
- (58) このうち 1404 年度の Henry Wortesburgh は、本章（3）で検討する。Wortesburgh のみ、議事録の文言では「金細工師ギルドのフリーマンになった（“admittatur in libertatem dicte mistere aurifabrorum (be admitted to the freedom of the said goldsmiths' mistery)”）」ではなく「金細工師ギルドに認められた（“resceux en la mestier d'orfeverie (admitted into the goldsmiths' mistery)”）」となっているが、一覧ではなく個別の表記になっていること、納入金が 20 マーク（13 ポンド 6 シリング 8 ペンス）と、本文で後述する一時的な許可を得た「外国人」より高額であることから、「フリーマンになった」と同様の状況と解釈した。引用した文言は、順に Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 468–469, 320–321.
- (59) 4 ポンドでも、当時の手工業者にとってはかなり高額である。15 世紀後半における手工業者の年収は、石工や大工など建設業に従事する手工業者の場合、5 ポンドから 7 ポンドだったとされる。Christopher Dyer, *Standards of Living in the Later Middle Ages: Social Change in England c. 1200–1500*, revised edition

- (Cambridge: Cambridge University Press, 1998), pp. 195–196.
- (60) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 438–439.
- (61) Christian D. Liddy, *Contesting the City: The Politics of Citizenship in English Towns, 1250–1530* (Oxford: Oxford University Press), pp. 44–46.
- (62) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 406–407.
- (63) リチャード・ウィットティントンについては、Oxford Dictionary of National Biography オンライン版のリチャード・ウィットティントン (Richard Whittington) の項目を参考にした。ウィットティントンについては無料で閲覧可能。Oxford Dictionary of National Biography, <https://www.oxforddnb.com/view/10.1093/ref:odnb/9780198614128.001.0001/odnb-9780198614128-e-29330?rskey=MWQdAF&result=1> (2022 年 4 月 10 日最終アクセス)
- (64) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 510–513. Hans Holthous のみ、個別での記載ではなく、罰金や働くことの許可を得るための納入金の支払いの記録に続けて、フリーマンとなるための 10 ポンドの納入が記されている。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 434–435.
- (65) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 406–407.
- (66) 当然ながら、金細工師ギルドの許可を得ずに活動していた「外国人」もいたと推測されるが、現時点ではそのような人々の状況を論じるのは史料の不足から困難である。なお、「外国人」だけでなくイングランドのロンドン以外の地域の出身者の中にも、高額を支払ってフリーマンとなった者がいる。たとえば、1423 年度にはノーフォーク出身の宝石商 John Waryn が、40 ポンド 6 シリング 8 ペンスを納入してロンドン市と金細工師ギルドのフリーマンおよびリヴァリとなっている。また、1 年間のみロンドンで金細工師として活動する許可を与えられた者の一覧にも、明らかにイングランド内のロンドン以外の地域の出身者と見なせる者が含まれている場合もある。「外国人」とイングランド内のロンドン以外の地域の出身者について、金細工師ギルドは区別していたのか、同様に扱っていたのか、また状況によって両者の扱いを変えていたのかという点は、今後の検討課題としたい。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 418–419.
- (67) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 472–473 (Lambard), 492–493 (Adrian)
- (68) *Calendar of the Patent Rolls, Preserved in the Public Record Office, Henry VI, vol. II, A. D. 1429–1436* (London, 1907), p. 539.
- (69) Anne F. Sutton, 'Alice Claver, Silkwoman (d. 1489)', in *Medieval London Widows, 1300–1500*, ed. by Caroline M. Barron and Anne F. Sutton (London: Hambledon Press, 1994), pp. 129–142 (p. 139).
- (70) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 494–495.
- (71) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 512–513.
- (72) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 520–523; Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 157, n. 35.
- John Tankard は、1440 年度に宣誓した “Dutchmen” の一覧に登場している。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 514–515. また、聖遺物箱について議事録には「11,000 人の処女の頭」とのみ記されているが、議事録を刊行したジェファソンは注で、聖ウルスラに付き従った 11,000 人の処女のうちの一人の聖遺物を納めるための、頭部の形をした聖遺物箱と推測している。聖ウルスラは、その実在には疑問が呈されている聖人だが、殉教の地とされるケルンでは 10 世紀以降その崇敬が盛んになった。Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. 521, n. 252; ドナルド・アット・ウォーター, キャサリン・レイチェル・ジョン著, 山岡健訳『聖人事典』(三交社, 1998 年), 90–91 頁; オットー・ヴィーマー著, 藤代幸一訳『図説 聖人事典』(八坂書房, 2011 年), 59–60 頁。
- (73) Wachter についてはデニゼーションの許可と推測される史料が現存しているが、未見のため、検討

- は別稿に譲りたい。イギリス国立公文書館（The National Archives）のオンラインカタログのタイトルは“Raymund Wachter of Paris on naturalization”となっており，“date”は1441年2月10日とある。The National Archives, PSO1/63/31.
- (74) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 82.
- (75) *Calendar of the Patent Rolls, Preserved in the Public Record Office, Henry IV, vol. III, A. D. 1405-1408* (London, 1907), p. 207.
- (76) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 280-281; Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 82.
- (77) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 292-293.
- (78) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 294-295.
- (79) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 384-385.
- (80) 1394年に定められた金細工師ギルドの規約では徒弟の訓練期間は最短で7年間とされているが、レッドウェイらは、議事録に基づいて1403年度には最短で10年間というパターンが定着したとしている。この年度は例外的に徒弟登録の際に訓練期間が記されており、それによれば13年という訓練期間とともに登録された徒弟もいる。このような状況を考慮すれば、同じく1403年度に徒弟として登録されたHenry van Aldernakが実際には15年間徒弟として訓練を受けていたことも、十分にありうる。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 73, 80, 228; Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 274-277.
- (81) この金額の違いについては、議事録を刊行したジェファソンも注で注目に値すると述べている。Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. 384, n. 580.
- (82) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 230-231, p. 230, n. 282. この記述を含む複数の記述に関してジェファソンは、1390年度の記述の後に記されているが、インクや書き方から、1390年度より後に別の書記が書いたものと推測している。この1390年度の記述のうち、議事録のほかの部分との照合により書かれた年代を特定できる記述については、1414年度、1418年度、1428年度のものとしている。Henry van Aldernakに関する記述については年代の特定はされていないが、本文で指摘するように1418年度に同様の記述が見られることから、1418年度の記述が何らかの理由で1390年度の議事録の余白部分に書き込まれたのではないか。
- (83) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 514-515.
- (84) ただし、同時期の税額査定史料に複数回登場していることから、実際に課税された回数は10回より少ないと考えられる。England's Immigrants 1330-1550のデータベースを“Andernach”で検索した(2022年4月3日最終アクセス)。
- (85) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 354-355.
- (86) L. B. Luu, ‘Aliens and their Impact on the Goldsmiths' Craft in London in the Sixteenth Century’, in *Goldsmiths, Silversmiths and Bankers: Innovation and Transfer of Skill, 1550-1750*, ed. by David Mitchell (Stroud: Sutton Publishing, 1995), pp. 43-52 (pp. 51-52).
- (87) Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. 624 (Wortesburghの索引)。
- (88) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 272-273.
- (89) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 312-313.
- (90) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 340-341 (Lovet), 350-351 (Skot).
- (91) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 382-383.
- (92) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 380-381. John Waterleyが徒弟として登録されたことに関する記載は見当たらないが、これは珍しいことではないとされる。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 90-91, n. 54.

- (93) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 90–91, n. 54.
- (94) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 480–481.
- (95) なお、この件の直前に議事録に書かれているのは、監事らによる、1436 年 8 月 16 日のウェストミンスター修道院での取り締まりである。ここでは「サザックの、かつて Richard Wynter の徒弟」であった少年が不良品を大量に製作していた。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 480–481. 聖バーソロミュー修道院やウェストミンスター修道院のような聖域は市当局の管轄権が及ばず、「外国人」が同職ギルドの規制から逃れて活動する際の拠点になった。Caroline M. Barron, *London in the Later Middle Ages: Government and People 1200–1500* (Oxford: Oxford University Press, 2004), pp. 35–36. ロンドン市内の聖域の一つ、聖マーティン・ル・グラン共住聖職者教会における「外国人」の活動と市当局による取り締まりについては、以下を参照。Shannon McSheffrey, 'Stranger Artisans and the London Sanctuary of St. Martin le Grand in the Reign of Henry VIII', *Journal of Medieval and Early Modern Studies* 43:3 (2013), pp. 545–571.
- (96) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 404–405, 422–423, 436–437, 446–447. Robert Russell は、1436 年度に職人として宣誓している。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 478–479.
- (97) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 484–485.
- (98) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 384–385.
- (99) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 390–391.
- (100) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 404–405. John Buk は 1433 年度に職人として宣誓している。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 466–467.
- (101) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 420–421.
- (102) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 436–437 (Lethlyon), 456–457 (Fayrehede). このうち Laurence Lethlyon は 1436 年度に職人として宣誓している。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 478–479.
- (103) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 320–321.
- (104) Wachter のデニゼーション開封書状については、本稿注 73 参照。
- (105) Luu, 'Aliens and their Impact', p. 51.

(2022 年 4 月 20 日 受理)